

## MKPギフトカード（プリペイドカード）ご利用約款

名鉄協商株式会社 駐車場センター

### 第1条（約款の趣旨）

1. 本約款は、名鉄協商株式会社（以下「会社」という。）が、発行するMKPギフトカード（以下「カード」という。）のご利用について規定するものであり、カードのご利用者（以下「お客様」という。）は本約款に基づいてご利用頂きます。

### 第2条（用語の定義）

1. カードは、貨幣価値を電子的データに換えて、予め入金された金額をもって発行するプリペイドカードです。

### 第3条（カードのご利用）

1. カードは、名鉄協商パーキングにおける一時駐車利用料金（以下「料金」という。）のご精算にご利用出来ます。尚、カードをご利用になれる利用駐車場は、新規開設・閉鎖により、増減致しますし、又一部名鉄協商パーキングにおいてご利用出来ない駐車場もございます。
2. カードは、利用駐車場に設置されている料金精算機により、会社の定める方法にてご利用いただけます。
3. カードで料金をご精算される場合は、券面記載のご利用可能金額の範囲内で料金を差し引くことにより、現金にて料金をお支払い頂いた場合と同じ扱いとなります。尚、料金に満たなく不足額が生じる場合は、現金等会社が定める支払い方法によりお支払いを頂くこととなります。
4. カードは、カード発効後チャージすることは出来ません。又、カードを複数枚お持ちであっても、各カードの残額を一枚のカードに統合することも出来ません。

### 第4条（カードのご利用が出来ない場合）

1. カードの破損（磁気不良を含みます。）、カードリーダーの故障、停電、システム障害およびメンテナンス、通信障害並びにサーバー障害等やむを得ない事情により、会社は予告なくカードのご利用内容の一部又はすべてについて一時的に利用停止を出来るものとします。その際、カードがご利用頂けないことによる不利益または損害が生じても、会社は免責とさせていただきます。
2. カードがご利用出来ない際の利用駐車場の料金の支払いは、現金等会社が定める支払い方法によりお支払を頂くこととなります。

#### 第5条（カードの清算・再交付等）

1. カードのご利用可能残高の料金精算機での読み取りが出来ず、又はその記録に異常がある場合には、お客様は会社が定める方法でそのカードを提出して頂き、残額相当を清算・再交付等致します。
2. 前項の取り扱いに際し、カードのご利用可能残高は、電磁記録及びご利用履歴によって決定される残高と致します。
3. 提出されたカードの変形、破損等が故意によるものと認められる場合には清算・再交付等は致しません。
4. カードは、盗難又は紛失された場合には清算・再交付等は致しません。

#### 第6条（カードの換金）

1. お客様は会社に対して、ご利用可能残高の現金、回数券等との引き換えを請求することは出来ません。
2. 会社は、関係法令の改廃、社会情勢の変化、その他会社都合によりカードの取り扱いを全面的若しくは特定の地域において終了することがあります。
3. 会社が前項によりカードの取り扱いを終了する場合、お客様は、会社が定める方法でカードを会社に提出して頂き、ご利用可能残高の払い戻しを行うこととします。尚、会社は、カードの払い戻し方法を関係法令の規定により告知するものとします。（関係法令の規定が無い場合は、会社のホームページ等により告知するものとします。）
4. 会社は、関係法令の規定等により所定の払い戻し期間を設けることとし、お客様は、当該期間の間に払い戻しの請求を行うこととします。当該期間が終了した場合には、会社は払い戻しを致しません。

#### 第7条（不正利用、不正取得等）

1. 会社は、カードあるいはカードの利用が次の何れかの一つに該当する場合は、カードのご利用をお断りし、カード自体を失効させた上で、お客様のカードを会社にお引き渡し頂くこととします。
  - ① お客様が不正な方法によりカードを取得し、又は不正な方法により取得されたカードであることを知った上で利用した場合。
  - ② カードが改ざん、偽造又は変造された物である場合。
  - ③ 本約款に違反して使用した場合。
  - ④ その他、カードが不正に利用された場合。
2. 前項各号の何れかの一つに抵触する疑いがある場合は、会社は調査のために一時的にカードをお預かり出来るものとします。
3. 本条第1項によりカード自体が失効した場合、お客様は会社に対して、当該カードの交換・再発行・返金等を請求することは出来ません。

#### 第8条（PINコードの管理責任等）

1. カードにPINコード（発行されたカードの識別に用いる文字列。）が附して有ります。PINコードは、お客様の責任と負担にて管理をお願い致します。
2. PINコードが第三者に漏えいしお客様に万が一損害が発生しても、お客様の責任にてのご対処となります。
3. PINコードは、カードの残高、ご利用履歴の確認をする場合に必要となります。お問合わせ先及びお問合せの方法は、会社の定める方法によります。

#### 第9条（質権等担保権設定の禁止）

1. お客様は、カードに対し質権等担保権を設定することは出来ません。お客様が本規定に違反した場合、会社は一切責任を負わないものとします。

#### 第10条（規約の改定）

1. 会社は、本約款の規約について関係法令の改廃、社会情勢の変化等により会社が規約の改正を必要と判断した場合は、規約を改正することが出来ることとします。尚、会社が本約款の規約を改正した場合は、会社のホームページ等で改正後の約款を会社所定の期間において周知の方法をとることとし、所定の掲示期間終了後は、新ご利用約款が適用されることとします。

#### 第11条（個人情報の取り扱い）

1. 会社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うことを表明します。
2. 会社は、プライバシーポリシーを策定し、会社のホームページにて掲示しています。

#### 第12条（管轄裁判所等）

1. 本約款に定めのない事項については、関係法令の諸規則に従うこととし、お客様と会社との間にて万一紛争が生じ、相互に誠意をもって協議したが円満に解決しない場合は、訴額に関係なく名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を合意管轄とすることを予め合意致します。

#### 附則（履歴）

本約款は、平成23年12月12日より発売される、「MKPギフトカード」に適用されるものであり、同年前日までに発売された、「名鉄協商パーキングプリペイドカード」には、適用されません。

平成23年12月12日制定\_\_